

(表紙)

—郷土史編纂資料の第三輯として—

狩 太 カリフト夜話

アイヌ語「マッカリフト」山腹を廻る川の落口という義。尻別川に、真狩川、ルベシベ川の落合ひたるところよりこの名出でしものならん。この「マッカリフト」の「マツ」を省略せるものなりといえり。

狩太小学校社会科研究部

齋藤修二

はじめに

去る十一月七日に道立教育研究所教育史編集員、札幌市史編集委員会囑託の井黒弥太郎氏が、有島農場関係の調査に来校されたので、私の手許にある資料もお目にかけてが、一部はお貸しして上げた。それを御返し下さったときに小林已智次著の農に関する随想と研究「二つの乳房」をお送り下さって、この中の随想「有島農場開放前後」の項は参考になるだろうからと御親切なるお言葉もあつたので読んでみると、単に私一人だけの参考としては惜しい気持ちもあり、これを印刷に附し知己の方々にも差し上げたらの考えから、この印刷物となった次第です。「取り急ぎ返却してほしい。」との事でもあつたので、非常に乱雑な粗末なものとなつてしまつたが、お許しの上御読み下さつたら幸甚です。

尚第四輯として予定しているのは、大正十一年に吉川銀之丞氏から北大森本厚吉博士へ送付された「照会に対する回答」の貴重な資料があるので、それにしたいと考えています。近い中にお手許まで差し上げたいと準備していますことを付加しておきます。

昭和三十年十二月十六日

齋藤修二

尚、浄写に当っては、新カナ遣いにしたり、漢字を平ガナにしたり、原文と多少の相違点ができてしまったことをおわびします。

デジタル化読み下し文作成グループによる註記

今回狩太夜話第三輯を読み下すにあたり、以下のように作業を進めた。齋藤修二氏が「はじめに」に書いているように、「はじめに」以外の本文は小林已智次著の「二つの乳房」の中の「有島農場開放前後」の章全体を書き写したものである。齋藤氏は「浄写に当っては、新カナ遣いにしたり、漢字を平ガナにしたり、」して「原文と多少の相違点」があることを断っている。しかし、上述の原文の変更は実際には全体として徹底しているわけではない。また、浄写文について齋藤氏が書き写しを急いだため、「乱雑な粗末なものとなってしま」ったと弁明している。さらに原文のコピーが不鮮明であったことが重なったことにより、読み下し文の作成は、判読困難な箇所があまりにも多数に及び、一時暗礁に乗り上げた。そこで「二つの乳房」の原本の探索調査を図書館にお願いしたところ、幸運にも原著が見つかり、それをもとに正確な読み下し文の作成が可能となった。

以上の状況を踏まえ、今回の読み下し文は齋藤修二氏による「はじめに」の章と後付けを除き、本文は、直接「二つの乳房」を参照して、以下の方針に基づき、作成した。

- (1) 齋藤修二氏の読み下し文にこだわらず、当グループ独自のやり方を採用する。
- (2) 読みやすさを第一にする。
- (3) そのために、①旧かな遣い、旧漢字は新かな遣い、新漢字体に変える。②難字や当て字など読みにくい語句にふりがながな、ルビをつける。③「其」や「此」などの代名詞や「偶々」や「愈々」などの副詞の漢字はできるだけひらがな表記とする。④その他の品詞などで、現代あまり見かけなくなつた表記は現代風に、ひらがな表記に、あるいはふりがなをつける。⑤繰り返し記号（「々」など）は手を加えずそのままとする。⑥原本は読点を多く用いていたため、「夜話」原文と同様、適宜読点を省略する。

右記のようなルールを設定したが、引用文については、旧漢字を新漢字に変えた以外原文のままとした。その結果明治、大正、昭和の百年以上にわたる時代の異なる表記方法が混在することになった。そのため、実際の読み下し作業は、思ったほど簡単ではなく、複雑で、迷いの多い悩ましいものとなった。文中の語句についての註などや読み下しに関連する記録を本文の最後に書き加えた。

昭和十八年四月二十日発行

東京市赤坂区溜池町三〇

霞ヶ関書房

振替東京一七〇四三六番

小林巳智次著

農業に関する随想と研究

「二つの乳房」

七十一頁から九十一頁より転載

有島農場解放前後

はしがき

大正十二年六月九日、信州軽井沢の一別荘で有島武郎氏が劇的の最期を遂げ、その多彩な生涯に自ら幕を下ろしてから、すでに満十五年の星霜を経た。その清新な文学上の作品や、純情な性格からして、天下に数多のファンを持つていただけに、やがて翌月上旬に至つてこのニュースが報道された時には異常のセンセーションを惹起した。恐らく大震災に見舞われなかつたら、当年話題として、もつと永く新聞雑誌で取扱われたであろう。

氏は単に文学上のみならず、日本の社会思想ないしは社会運動史から見ても、看過し得ない人物であると思う。そうしてその最後の悲恋行より僅わずかに一年前になされた氏の農場解放は、種々の意味から、社会の耳目を聳動しょうどうせしめた。これはいうまでもなく、世間にありふれた「荒逃げ」的解放とは異なつた思想的背景を持った仕事でもあり、殊ことに社会運動が都市の労働関係から、ようやく農村の小作関係の上にも拡大波及されて来た折であつただけに、その影響は一層大きかつた。

この問題はもちろん一時大きな話題として、各方面で取扱われたが、未だ充分徹底的に批判し尽されたとは言われない。実は私自身これに若干の關係を持つていたので、何時かは書きたいと思ひながら、今日まで荏苒じんぜん延引している。それと言うのも、当時の關係者が多くは親しい間柄であり、まだたいいてい現存しているので、内情を知つていながら筆を採りがたかつたのも、一原因ではある。最近農地調整法が成立したと言っても、我国の農地問題は未だ解決されたわけではない。私はこの重大な国策に資すべき一つの事例として、有島農場解放問題を再検討することも無意味ではないと信ずる。(そこで、詳細は他の機会に譲るとして、とりあえずここに解放前後の始末について若干の覚書を記しておきたい。)

一 農場の生い立ち

雪の聖地として、やがては冬季オリムピアドが、展開されようと伝えられるニセコアン・ヌプリと尻別川の峡谷をはさんで、相呼応する美しい標式的な円錐火山はマツカリ・ヌプリである。その山容から羊蹄山とも蝦夷富士とも呼ばれている。今こそ山麓には豊穡な沃野が拓かれているが、かつては一面に丈なす熊笹や蝦夷松その他の原生林で蔽おほわれていたものである。

明治三十二年七月二十五日、時の北海道長官 園田安賢氏の下に、胆振国虻田郡マツカリベツ太原野未開地約九十万坪が、東京市在住の山本某氏に開墾の目的で、九ケ年間無償貸付が許可された。これは北海道国有未開地処分法(明治三〇・三・二七。法二六号)に準拠したもので、同法によれば「開墾牧畜若クハ植樹等等ニ供セントスル土地ハ無償ニテ貸付シ全部成功ノ後無償ニテ付与スベシ」(第三条)とあり、「土地ノ貸付ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ズ。無償貸付十ケ年」(第九条)、そうして「此ノ法律ニ依リ売払付与又ハ交換シタル土地ハ其ノ民有トナリタル年ノ翌年ヨリ二十ケ年ノ後ニ非ザレバ地租及ビ地方税ヲ課セズ」(第十八条)とある。

ところで右の山本氏はほんの名義人に過ぎず、実際はその姻戚有島氏(武郎氏の先代)の仕事であり、当事者間には間もなく、経営の全権を委任する契約書が取替わされている。そうして当局に対しては、明治三十七年九月に至り「未開地貸付権譲与願」を道庁ならび室蘭支庁に提出した。表面上の理由は家事上の都合により転業して経営しがたいとある。その後何年か経て明治四十一年三月に武郎氏の名義に変更され、翌年七月には道庁より法規上の成功付与の許可が発せられている。当時面積は鉄道用地としての返還、社寺その他公共用地としての寄附等で若干の減少を来し、後更に明治三十六年に接続地二十四万坪余の無償貸付を申請し、結局総面積三百四十五町歩余となった。これが第一有島農場である。そうして開墾以来の投資は約一万三四千円と言われる。旧マツカリベツ太原野の一部は、その後狩太町と改称された。

第二農場は、やはり同村内で、ここからおよそ一里半南方、真狩川のほとりにある。これは前者と違って、元来明治三十八年に佐村某氏が開いたものが、北海道拓殖銀行の手に移り、更に大正三年四月に有島氏が、七千五百円で買収したものである。面積約九十四町歩。従って両農場を合せて投資額約二万円内外、面積合計約四百四十町歩余となり、解放当時に至るまで大體異同がなかった。

以上が有島農場のごくあらましの沿革である。しかれば、その蔭に埋れて血と汗とを絞って、原生林を今日の沃野と化した農民の姿はいかん。

一一 開墾の道程

無償貸付申請に要する起業方法書によれば、目的は畑にするにあり、その方法は小作制度を用い、管理人を置き、小作人六十一戸を募集すること、小作人一戸一万五千坪以内を配付、毎年十二戸宛(五年後には十三戸)五ヶ年間(明治三十七年十二月まで)に、完了することとなっていた。小作条件は一戸に付き渡航費、家屋費、農具種子料と八ヶ月分食料等合計百二十八円を無利子にて貸与し、現金または農産物をもって、三年間に皆済せしむること。居小屋を各一棟付与し、開墾料は一反歩二円ないし三円給与、小作料は三ヶ年後より反当六十銭、五年目より更定すること、小作人にして前貸を受けない者で、成績顕著にして篤実な者には全部成墾後、その一割ないし三割の地積を無償給与すること、そうして飲用水は、清潔な河水で間に合うから井戸は掘るにも及ばないとなっていた。

ところでこれは、文字通りには実行されてはいないのだ。別に有島農場に限らず常套手段であるが、ここにはまた特殊の事情が伏在していた。山本農場、事實は有島農場は名ばかりで、その開墾は更に札幌の利権屋久慈某に、請負われていたのである。そこで改めて有島氏と久慈氏との間に、開墾契約なるものが結ばれている。そうして久慈某は更に宮島某を雇って、管理人としたのである。ここに開墾契約の内容を詳しく記すことは略すが、場主から一定の費用を受取り、法定期限までに成墾すれば報酬として、約三分の一を付与することになっていたが、後明治四十一年四月に両者の取引が、清算された折の協定に依れば、これは実行されていない。そうして請負契約完了までに有島氏の投資した額は、約七千円となっていた。

請負制度に伴う種々の弊害は、事新しく申すまでもないがとくに開墾には甚はなはだしいようである。一例をあげれば、小作人一戸に対する無償貸付は、八十八円と切り下げられているが、これとてはたして契約通り渡されているかはなほ疑問である。開墾料のごときも最初一二年は、交付されたが後には貸金と相殺という名義で、一切支給されていない。小作料は畑は金納、水田は現物納となし、それぞれ等級別が設けられていたが、当時は畑のみであった。小作人の家屋と言えば体裁は良いが、ある年の記録によれば薙むしろ二十枚貸与とある。場内の立木を伐採して造った掘立て小屋に、敷く畳代りとなるものである。最近名代の凶作地帯である根室の標津(シベツと訓よむ)原野などに見受ける、道庁の補助になる農家などに比べたら、人間の棲む家とは思われない、しかし、これが北海道開拓の先駆者の辿った普通の生活であり、今なおそれからどれほど改善されているか、実見者のよく知る通りである。

それでも開墾者はぼつぼつ入地して、貸付の翌年の九戸を始めとし、五年後の明治三十七年には、ほぼ予定通の農家が集まった。もつとも、毎年出入は何割かあった。どうでも食えない

で逃亡するもの、不都合の所為ありとして追放されるもの、より良い条件の地を求めて移動するもの、中には農場荒らしと言って、開墾料をせしめてドロンをきめ込む手もまれにはあったろうが、それには請負人が先手を打ってあることは前述した通りである。

耕作物は蕎麦や馬鈴薯から始められたらしい。原始的の焼畑式と思えば大差なかるう。明治四十五年の記録を見ると、第一農場の既耕地二百五十町歩で、収穫は小麦百二十石、燕麦七百五十石、大豆四百五十六石、小豆八十六石、菜豆三百八十八石、裸麦二百四十石、亜麻十二万斤とある。水田が設けられたのは遙かに後であり、ようやく大正八年に三反余、翌々年五町歩余の造成をなしている。第二農場は未だ買収前であるが、作物の種類や反当収量はだいたい似ている。

これを要するに、有島農場の根幹とも言うべき第一農場は、不在地主である上に、更に質の悪くなりがちな、請負制度に依って開発されたものであり、なるほど、投資者またはその代人が時には実地調査をしたり、武郎氏もちよいちよい来場はしたろうが、真剣に小作人のために、どれだけ考慮を払ったかは疑問である。だから、かの新渡戸稲造博士の祖父伝翁が、青森県三本木の開墾のために、直接その衝に当って尽したような溢るるような熱情と、涙ぐましい努力の跡に比べれば、両者の精神的懸隔のいかに甚だしいかは想像されよう。この事実は農場解放の内面的意義を考慮する上に、看逃すこととはできまいと思う。

そうして開拓以来、法規上の公共用地の寄附とか、冠婚葬祭に対する多少の恩恵は別として、小作人の精神上ないし物質上の向上発展のために、とくに行ったというような施設とか、経営改善はほとんど何一つ見当たらない。これは初代のみならず、武郎氏の代になっても同様である。これは北海道の大農場にザラに見られる普通の型ではあるが、農業経済を専門的に学び、そうして、あれほど人道主義を高調した氏の場合であるから何となく物足りない。もつとも積極的事業としては、解放直前に畑作の他に水田造成を始めたが、それがためには第一農場を担保となし、勸銀より数万の借入をなし(利子七分八厘)、年年多額の利息を払っているが、解放後に至っても元金は相当永く残っていたようである。

三 小作証書

開墾当初の小作証書は見当らない。しかしその内容のたいは、請負人と有島氏との間に結ばれた、いわゆる開墾契約書(明治三十三年十月九日)に依って推知される。その詳細は略そ

第十四条 暑閑ノ際ト雖^{いえ}ドモ出稼又ハ旅行ノ久シキニ渉ル時ハ管理人ニ申出テ許可ヲ受クベシ
第十五条 副業ハ本業ノ妨害トナラザル限リニ於テナスコトヲ得

第十六条 貸渡地内公共又ハ道路用水路排水路其他場主ノ必要アル場合ニハ何時ニテモ返地ヲ命ズ可^べシ

第十七条 小作人地形ヲ変更シ又ハ耕作以外ノ目的ニ土地ヲ用ヒントスル場合ハ事ノ大小ヲ問ハズ管理人ニ申出テ諾否ヲ経許可ヲ受クベシ

第十八条 道路橋梁等ノ設置修繕並ニ排水溝ノ掘鑿浚渫等ノ為メ毎年数人夫宛管理人ノ指揮ニ従ヒ出役スルノ義務アルモノトス

第十九条 左ノ条項ニ該当スルモノハ民法第六百十七條の規定ニ抛ラズシテ(傍点ノ部分ハ後ニ追加 筆者)退場ヲ命ズ此ノ場合ニ於テハ負債アルモノハ保証人共同弁償スルモノトス

一 怠慢品行悪ク小作人妨害ト認ムルモノ

二 他人ヲ煽動シ其他場内ノ風紀ヲ紊^{みだ}スモノ

三 相当培養ヲナサズ猥^{みだ}リニ地力ヲ減ズルモノ

四 小作料納入ヲ怠ルモノ

五 共同ノ規約ニ加盟セズ又ハ違背スルモノ

六 公益ノ為メニ発スル管理人ノ命ニ従ハザルモノ

第二十条 小作人他人ヲ同居セシメント欲スル時ハ管理人ノ諾否ヲ経同居人ニ対スル一切ノ責任ハ本人之レヲ負フモノトス

第二十一条 小作人ハ保証人ヲ要ス保証人ハ本人ニ対スル保証ヲナスハ勿論場合ニ依リテハ本人ニ成リ代リ一切ノ義務ヲ果スコトヲ要ス

第二十二条 小作料怠納其他事ヲ生ジタル場合ハ管理人ノ指定シタル区裁判所ヲ以テ合意ノ裁判所トナス

第二十三条 此契約ハ滿六ケ年ヲ以テ期限トシ滿期ニ至リテ合意ノ上契約ノ繼承ヲナスコトヲ得ルモノトス

右茲ニ契約シ同文ニ通ヲ製シ後証ノタメ各一通ヲ分有スルモノナリ。

年 月 日

農場管理人 何某印

小作人 何某印

保証人 何某印

保証人 何某印

註 第三条、第四条、第六条傍点の部分及び第九条但書は既墾地には削除。

右の証書は元来未墾地に入地した者に、適用されたものであることは、文面上明らかであるが、その内容は従来府県に見られる普通の小作契約と異り、固有の小作条件のほか種々の身分的制約と、その違背に対する制裁規定とを包含している。すなわち私が農場規則または、小作規則と称^たえるものと同様な内容を備えている。これは北海道の大農場に夙^{はや}くから、行われるもので、その發達の段階や法律的解釈については、別に詳述しておいたから、ここでは省略する(拙著農業法研究一九一頁以下参照)。

この他に別に簡単な「小作料約定証書」が既墾地について後に用いられていた。身分的隷屬性を示すべき規定は一切省かれて、単に小作料額を示し、その「納入ノ儀ハ毎年八月二十日半額十月二十五日残額納入可致候(前納ニ対シテハ一日十円ニ付キ六厘宛ノ割引ヲ行ヒ延滞ノ折ハ一日十円ニ付キ一錢宛ノ延滞料ヲ附ス如何ナル事由アルモ一ヶ月ノ日延ヲ許サズ)万一延滞候場合ハ小作権ヲ取消サレ收穫物又ハ地上耕作物ヲ没収相成候モ聊^{ちよ}カ苦情申間敷候」となし、保証人の責任を述べてから「一札差入申候也」とあり。前者と違い小作人とその保証人側より地主側に差出す普通の型を採っている。

四 解放の動機と決行まで

冒頭にも断っていた通り、これは世間にありふれた、解放とは名ばかりその実は相当価格ないしせいぜい多少の割引をした売却で、うるさい小作問題から免れるのみならず、あわよくば、世間的評判を勝ち得ようとする「売逃げ」的似而非解放とは、全く選^{せん}を殊^{こと}にしている。さりとしてまた再び同様の企てを誰かに、濫^{みだ}りにすすめられるという筋合のこともない。しよせんは特殊の思想と、特殊の境遇の下に行われた現象である。そうして有島氏の思想的動機を追究することも重要な一問題であるが、ここにはそれに深入りして述べる余裕を持たない。しかしながら氏の著述や、直接の談話の裡^{うち}でも見聞したように、クロポトキンの思想に少くも、最初の動機があつたことは確かであり、これは事実であることを一言しておこう。

クロポトキンには、外遊中一九〇八年(明治四〇)二月ロンドンで会っており、その年帰朝し、やがて母校の北大予科教授となった。七月二十八日に農場を訪れた時の日記に、次の様な自己の地位と事業とに対する懷疑が述べられている。(全集第十四卷一一八五頁)。時に氏は三十一歳。

• • • I am regarding this business with half doubt and half confidence. It seems on one hand that I continue to be a proprietor with clear conscience and on other my principle seems to deny me. I always feel great uneasiness in mind which makes me awfully disagreeable to take up this work. . . .

かかる焦燥と不安の裡に動揺していたればこそ、先代から譲られた農場に、専門上の立場からの抱負を実行せずに、むしろその悩みの捌け口を、文芸に求めて行ったのではあるまいか。「白樺」が創刊され、人道主義の旗の下に、氏もその同人として、文学的活動を始めたのは三十三歳(明治四十三年)である。そうして教職に止りながらも、文学上の仕事は棄てず、ついに三十八歳に至り、辞職してから本格的に好む道に進んだ。しかし一方我国の社会問題も追々に発展しこれに伴って社会思想の研究も旺盛となり、氏の内心の悩みも恐らく歇む時はなかったろうと思う。それ等の発展過程を詳しく調べることは、差当り今私の目的ではないが、いよいよ解放を決意して、その事を直接小作人に宣言するために来道した折の途中の感想に次の様な一節が見られる。(最後の日記・七一頁、大正十一年七月十二日の頃)

八郎潟の遠望は中々よし・・豊作らし。百姓の朝がけの働きぶりも勇まし。彼等の動いているのを見るとこの辺に農民としての社会問題が最近に起るかいかんかが疑われる。彼等が本当に自覚して自主の生活を始めるのは何時の事ならんと思われる。時々すつと淋しい気分が胸の中を氷のように流れる。この十年ほど考えぬいていた事がいよいよ実現されるのかと思うと淋しくなるのだ。望みが達せられるという事は淋しいものだ。おおそれは真に淋しいものだ。どういう意味なのだろう。

翌日いよいよ農場に到着してから、数日間場内を視察したり種々の打合せをして、七月十八にあの有名な「小作人への告別」(その要旨は解放記念碑の裏に刻まれている)を、謙虚な態度で自ら述べた。それは周知の事であるから、管々しく説明しまい。要は「この土地を諸君の頭割りに分割して、諸君の私有にするという意味ではないのです。諸君が合同してこの土地全体を共有するようにお願いするのである。そうして解放の動機を詳しく述べ、農場の開発そのものも「いわば社会が生み出してくれたもので、私の功績でないばかりでなく、諸君の功績だともいいかねる性質のものです」となし、「今後の諸君のこの土地における生活は、諸君が組織する自由な組合、というような形になると思います。その運用には相当習練が必要です」と説いた。そうして具体案に依つていよいよ引渡が出来たら、「諸君の将来が協力一致と、相互扶助との観念によって導かれ、……堅固な基礎を作り諸君の精神と生活とが自然周囲に働いて、周囲の状況をも変化する結果になるように祈ります」と結んでいる。

右の具体案の作成は、氏の同窓であるM博士に委嘱されていた。そうしてこれより三日前に博士とその助手某君と、それに私も一緒に札幌からわざわざ来場して、氏とこの問題について種々と懇談したのである。私は氏の作品には前から親しんでいたが、直接会ったのはもちろんこれが最初である。たまたまM博士と同じ教室にいる所から、法律上の立場から意見を求められ参加することになった。大学を卒業して二年目、その春赴任し農業法の研究と、講義を同時に始めたばかりである。北海道の農村というものを实地視察したのもこれが最初であり—もつとも汽車の窓から瞥見して、たちまち農村通になる仁も世間にはあるらしいが—その散在村落も珍しかった。

その日は場内視察の後、事務所で深更まで種々語り合った。かれこれ総合して、有島氏の最初の意嚮は、全く無条件で、小作人に譲渡すというにあつたらしい。しかしそれでは結局現代の経済制度では、遠からず周囲の資本家制度に滅ぼされて仕舞って、せつかくの理想も好意も無になるではないか、と言ったような忠告が、周囲に出たので、それでは宜しく頼むということになったものである。しかし氏はやはりなるべく制約しないで、小作人に委せておきたい、という考に多分に未練があるらしかった。中には悪い人間もあるうが、性善説を信じている氏としては、結局良い方向に向ってゆく、というのが真意らしく、そこに氏の性格のよさが覗かれた。いわば周囲のお節介を氏の性格から、明らかに断り切れないで、そこにも若干の悩みが伏在しているらしかった。

私としては、こういう真意を察知して、これはむしろその方が好いと私かに思いながらも、ともかく周囲の意見に従って、何等かの具体案を造るといふ段取りに進んでいる以上、求められるままに、若干の意見を述べた。ともあれ、たとえ将来有利な水田造成のためとは言え、灌漑工事のために数万の負債もあり、将来来るべき凶作、その他の災厄による危険を防ぐためには、かりに人の和が完全であるにせよ、何等かの規定を予め設けておかねばなるまい。さようした考から述べた意見が氏に取ってはあまりに煩わしいものに思われたらしい。

氏の理想も現代社会では、結局「新しい村」のように、不成功に終るのではあるまいかとも述べたら、それでも止むを得ない。社会に一つの刺戟を与えて制度の改善に注意を向けるだけでも結構だとも言われた。ではむしろ、地主という名を残しても、自ら小作人のために経営上なり、教化施設になり収入全部を投じて、積極的に社会改良を企ててはいかん。その後の会見でこういう意見を叙べたが、氏は武者小路式のドンキホーテにはなり切れなかったらしい。

いよいよ具体案を纏めるといふ際に、私は二三の人々にも意見を求めた上―たしか、末弘先生にもその件で一度お会いしたと記憶する―二つの案を提出した。すなわち、有島氏の理想案は到底現制度の上では是認せられまいが、多少でもその希望を達するためには、訓練の乏しい小作人の将来のために、少くも現行法に立脚する以上は、財団法人となすか、若くは、産業組合法に依るほかはあるまい。前者では小作人の生活が安定する代わりに、その自主的發展は恐らく望まれまい。後者はある程度自主性を得て、同時に自ずから訓練を加える機会もあり、経済的にも改善の余地が見出されるだろうと。そうして結局第二案が採用され、いよいよその具体案が作成されることとなった。

しかしながら、私としては、この問題が漸次に世間的に知られるに及んで醸されたある種の空気にどうしても心が進まず、表面上手を切つて仕舞つた。そうして静かに傍観者として眺めていたが、ただ折あるごとに農場に足をはこんで、それとなく辿々しい吾が兎の足取りを見るごとく、心私かに掛念していた。私の貧しいながらも、若干の法律上の知見と、そうして長い農民生活の上から得たにがい経験から生れた意見は、解放という美名よりも、小作人の生活の向上そのものにあつたのであり、それがために、求められるままにあえてなした進言が、はたしてどれだけ故人の胸に写つたか、はなはだ頼りなかつたということも一つの原因ではある。氏の態度と私の意見の相違点は、組合の名称の決定の上にも現われたことは後に述べよう。

現代法制にあき足らない氏が、現代法制が奔放な思想の動きに、加えんとする制約に不満なことは申すまでもあるまい。この詩人的思想とかたくなな現行法とを、いかに穏やかに結付けようかと私は虹ならぬ「思想の橋」の制作にどれほど苦心したことであろう。そうした心遣いは遂に故人に、充分には掬み取られなかつたらしい。淋しい極みである。

いずれにしても私の根本意見が採用され組合が設立されて、まさに新しい協同体が生れ出ようとした矢先、はしなくも氏のあの悲しい最期が来た。そうした内面的苦悶は「泉」に現われた作品にも、そうして数回の会見に示された氏の態度の裡にも、読みとられるものが多分にあつたように思い当つた。

五 共生農園の誕生

組合の名は、最初の案では「有限責任狩太共産農園土地信用利用組合」と、いうようなものであつたように記憶している。ところで問題はこの共産農園である。氏はどうしてもこれに執

着があった。私は前にも述べたように、どうせ訓練も知識も乏しい小作人の事ではあるが、無条件で放り出して彼等の自発的な結合に依って、曲りなりにも新しい協同が生れるか否かを試みるのも、一つの尊い経験であると考えたくらいであるが、現行法にリンクせしめて、産業組合法に準拠する以上は、現在の制度が是認する範囲で行動せねばならない。それだとすれば、共産という名称が無事に通り得ないことは明白である。だから小児のようにこの名にあこがれる詩人的空想には、最初から不賛成であった。そこで次に共済農団という代案が出た。これがまた氏の意に副そわなかつた。曰いわく「共産という字は物騒で不可いけない。他の文字にして欲しいと言うのです。それをZ君なんかよりも、大学の若い人達や、村長、管理者などに、反対者があるのですから可笑おかしいですね。それにしても共済という字は余り好みませんが、何とかいい名前はありませんか。」(解放、第五卷三号、大正十二年三月、四三頁)。東京での談話の一節である。さらにいろいろと練つた上に結局「共生農団」に落着いた。

そこでいよいよいわゆる模範定款や、各方面の実例を参酌の上決定した定款案が、監督官庁に提出されたが、容易に認可が下されなかつた。実はその案の内示を受けた時に、私はこれでは到底通るまいと忠告した。その理由は二、三あるが最も重大な根拠は、附則の冒頭に掲げられた、次の条項(第六十五条―後に第六十七条)である。

土地及土地ニ付帯スル物件ハ永久ニ個人ノ私有物トナスコトヲ得ズ。解散ノ場合ハ有島武郎氏(故有島氏と後に変更された)又ハ同氏直系親属ノ同意ヲ得テ公益ヲ目的トスル法人ニ同一ノ案件ヲ附シテ寄附スルモノトス。

ところでこの手続は、約半年位延引されたように覚えているが、多少の字句の変更はあつたが、削除されずに遂に許可されるに至つた。公益法人に寄附するという趣旨はいいとしても、組合財産の私有、この場合は分割を永久に禁止するというのはどうかと思う。それにしてもとにかく当局が是認したこともある。それから、かかる条文があつたからとて、小作人が大それた考えを起こすわけでもあるまい。のみならず更に発頭人の有島氏にしてからが、彼のいうところの共産なるものが、一種の詩的空想であつて、はたして西欧に於けるがごとき不逞ふていの内容を持つかどうかは、はつきりしないように思われる。恐らく政府が唱導する互譲相助の精神や、頼母子講に内在する隣保扶助の精神と近いものもふくまれているのではあるまいか。一体いつもながら、我国では思想の内容や働きをあまりに、形式的に左右に片付けすぎる傾向があるのではあるまいか。日本人が生来の尊皇と愛郷の精神から、さほど容易たやすくゆるぎ出すとは到底信ぜられない。もつとお互いに赤裸々に心裏を吐露して、理解を深めていったら、そこに

却つて眞の民族協同体の核心ができ上り、相剋の浅間あさましさから免れるのであるまいか。されば有島氏の思想なり、言動なりを理解する上にも外観のみでなく、その根柢にまで考え及んで、その詩人的情熱の故に示される奔放な姿から、我々が掬くみ取るべきものが、ひそんでいるのではあるまいか。

ともかくこうして新しい農園が生れた。そうしてその後の事情についても、種々の問題は残っている。組合の事業も購販方面にも拡大され、責任が有限より保証に変わり、規定も可成り重大な更改が加えられ、漸次ぜんじに原型とは違ったものに変化しつつある。近くは一村一組合主義の建前から、同村内にある他の二組合との合併案もあるとかきいている。その他なおいくたの問題が残されている。現代の組合制度が墮おちてゆき易い種々の弊にも論及したい。しかし、すでに予定の枚数をあまりに超過した。そこで次に簡単な感想を加えて筆をおこう。

むすび

故人がドンキホーテたり得ないと前に述べた。なるほど農場解放という破天荒の仕事をしたが、それは放棄であつて、主観的には積極的行動ではなかつた。畢竟ひつじょう氏は社会思想家であり得ても、社会運動家ではあり得なかつた。このことは「第四階級に対しては無縁の衆生の一」と自任し「私は新興階級になることが絶対に出来ないから、ならしてもらうとも思はない。」さりとして「第四階級のために弁解し、立論し、運動する、そんな馬鹿げ切つた虚偽も出来ない」「宣言一つ」大正十一年改造と言つてゐるのを見ても判らう。青年時代に享たげた思想上の感化から、社会組織の欠陥を意識し、そうして妥協を排するその青年らしい純情を中年に至るも、なお喪うしなわずにおりながら、あえて自から陣頭に立つといふことはなかつた。要するに一つの生きた性格悲劇であつた。私は「父と子」の主人公バザロフを想起する。

しかし有島氏の思想や性格と離れても共生農園の発生過程やその組織と現状とは、土地制度ならびに組合問題を考察する上に、幾多の貴重な示唆を供すると信ずる。かねて私は特殊農場研究の一つとして取上げたいと考えていたのであるが、たまたま故人の十六回忌も近づくに当り、思い出すままに漫然と若干の覚書を記した。そうしてこの問題を科学的に検討することが、一つには故人の意図をして有意義ならしめる仕事であると信ずる。その土地私有制拒否という言葉の裏に、もつと建設的意義がないであろうか。宛あたかも、プルドンの財産論が表現のはなはだ矯激きやうげきであるにもかかわらず、その内部には耕作農民に対する燃ゆるような温い同情がひそんでいるように。

行文の中に故人ならびにその親近者に対し、礼を失いたる文句も多少あるかも知れないが、研究的立場から率直に意見を述べたままで、他意のないことを明らかにし、切に御諒承を乞いたい。終わりに謹んで故人の冥福を祈る。

(昭和十三年五月十二日)

昭和三十年十二月八日原紙切り開始

昭和三十年十二月十六日原紙切り終了

印刷製本完結

(四〇部)

虻田郡狩太町字富士見三一

狩太小学校

齋藤修二

読み下しグループの語句註と作業後記

一 本の題名について

小林巳智次は署名について、フランス王アンリ四世の「農業、すなわち耕作と牧畜とは国を育てる二つの乳房である」という言葉から「二つの乳房」を得たと説明している。

二 語句註

3頁 聳動(しょうどう) 驚かし動揺させること。また、恐れおののくこと。

荏苒(じんぜん) なすこともなく年月が長引くこと。

6頁 懸隔(けんかく) かけはなれていること。

8頁 掘鑿(くっさく) 掘削の意。

浚漂(しゅんせつ) 浚漂は水底をさらって土砂などを取り除くこと

9頁 似而非(えせ) 似非と同じ。「えせ」と読ませている。

選を殊に(せんをことに) 原文は「殊」ではなく「異」を用いているが誤字な

ので、「殊」に訂正した。別の部類に属するの意。

「二頁 瞥見(べっけん) ちらりとみること。

意嚮 「嚮」は「向」の意味

「四頁 畢竟(ひつきょう) つまるところ。結局。

三 作業後記

新かな・新漢字表記の試みは予想以上に難しい作業でした。親切のつもりが大きなお世話だったかもしれないこと、言語表現の自由を奪って権力に盲従させようという企みに乗せられているかもしれないということ、この二つを今考えています。

「就いて」を「ついて」と改めてよいかどうか迷ったので判断の基準を新聞社が用いる「用字用語集」に求めました。これは、政府が委嘱した国語審議会が答申した当用漢字(後に常用漢字)音訓表を内閣が告示・訓令したものを基に作成されています。当用漢字は「日常の使用にあつて漢字」という意味ですが、法令・公文書・新聞・雑誌及び一般社会で使用する漢字の範囲を示したものとされています。私たち市民は「一般社会」の一員ですから当然従うよう求められています。当用漢字表では「就」を「シュウ」という読みで記載し、「つく」という読みを許容していません。「用字用語集」は「就いて↓ついて」と平仮名書きを採用していません。

当用漢字表は訓読みの制限がきつくと、同訓の他の漢字の制限もきつということが欠点です。たとえば、「まさに」という語は「正に」だけ示して他の漢字は示していません。次の三つの短文の「まさに」が含む意味の違いを読み取れるでしょうか。①彼はまさに釣りの名人だ。②列車はまさに発車しようとしていた。③まさに裏金作りが目的だったと言わざるを得ない。

漢字を当てれば、①は「正に」で間違いなく・確かにの、②は「将に」で今にも、③は「当に」で当然の意味です。この例では相互に入れ替え可能だとも言えますが、大事なものは表現する側がどの意味で「まさに」を使うか、その意図に即して漢字の使用の自由が認められているかということです。読み手が意図を汲んで読み取れるかということも大事です。

政府が「正に」一つに制限するということは、読み手に三つの漢字の違いなど知らなくてもよいとか、これで間に合う範囲で生活すればよいと言っていることになります。読み手にわかりやすくと考えて、読み下しグループが「まさに」という平仮名書きを選ぶ時、書き手と読み手の仲立ち役のつもりがとんでもない無礼を働いている危険性があります。うっかりしていると感性や思考の根幹にある言語の自由を権力に奪われることになるかと気づいて、杞憂であればよいがと思ひなおしたことです。

しかし、新かな・新漢字表記を取り入れようとグループで考えた時には、どこまで取り入れるのがよいかは読み手やグループの年齢や経験によって幅があるから、個別の問題に即して考えていけばよいと理解していたのですが、問題は多岐にわたり、一応解決はついているとは言え、今後も悩み続けなければならないようです。

(二)